GRIガイドラインと国連グローバル・コンパクトの対照表

GC原則	項目	指標	フルレポ ート	WEB
戦略及び分	·析			
	1.1	組織にとっての持続可能性の適合性と、その戦略に 関する組織の最高意思決定者(CEO、会長または それに相当する上級幹部)の声明	2	トップコミットメント
	1.2	主要な影響、リスク及び機会の説明	2 6	トップコミットメント 伊藤忠グループのステークホル ダー
! 組織のプロ	フィール			
	2.1	組織の名称	100	会社概要
	2.2	主要なブランド、製品及び/またはサービス	19-36	事業活動とCSR
	2.3	主要部署、事業会社、子会社及び共同事業などの 組織の経営構造	19-36	事業活動とCSR
	2.4	組織の本社の所在地	100	<u>会社概要</u>
	2.5	組織が事業展開している国の数及び大規模な事業 展開を行っている、あるいは報告書中に掲載されて いるサステナビリティの課題に特に関連のある国名	100	会社概要
	2.6	所有形態の性質及び法的形式	100	会社概要
	2.7	参入市場(地理的内訳、参入セクター、顧客/受益者の種類を含む)	19-36 100	事業活動とCSR 会社概要
	2.8	以下の項目を含む報告組織の規模	19-36 100	事業活動とCSR 会社概要 決算短信
	2.9	以下の項目を含む、規模、構造または所有形態に関して報告期間中に生じた大幅な変更 施設のオープン、閉鎖及び拡張などを含む所在地または運営の変更 株主資本構造及びその資本形成における維持及び変更業務(民間組織の場合)	-	該当なし
	2.10	報告期間中の受賞歴	21-22	<u>ニュースリリース</u>
報告要素				
设告書のプロス	フィール			
	3.1	提供する情報の報告期間(会計年度/暦年など)	1	
	3.2	前回の報告書発行日(該当する場合)	1	
	3.3	報告サイクル(年次、半年ごとなど)	1	
	3.4	報告書またはその内容に関する質問の窓口	1	
最告書のスコー	一プ及びバ	ウンダリー		
	3.5	以下を含め、報告書の内容を確定するためのプロセス	1	
	3.6	報告書のバウンダリー(国、部署、子会社、リース施設、共同事業、サプライヤー(供給者)など)	1	

	3.7	報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体 的な制限事項を明記する	1	
	3.8	共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている業務及び時系列での及び/または報告組織間の比較可能性に大幅な影響を与える可能性があるその他の事業体に関する報告の理由	-	該当なし
	3.9	報告書内の指標及びその他の情報を編集するため に適用された推計の基となる前提条件及び技法を 含む、データ測定技法及び計算の基盤	100	
	3.10	以前の報告書で掲載済みである情報を再度記載することの効果の説明、及びそのような再記述を行う理由(合併/買収、基本となる年/期間、事業の性質、測定方法の変更など)	-	該当なし
	3.11	報告書に適用されているスコープ、バウンダリーま たは測定方法における前回の報告期間からの大幅 な変更	-	該当なし
GRI内容索引				
	3.12	報告書内の標準開示の所在場所を示す表	93-99	本GRI対照表
保証				
	3.13	報告書の外部保証添付に関する方針及び現在の実 務慣行。サステナビリティ報告書に添付された保証 報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲及 び基盤を説明する。また、報告組織と保証の提供者 との関係を説明する	90-92	第三者意見
4 ガバナンス	、コミットメン	小及び参画		
ガパナンス				
	4.1	戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む 統治構造(ガバナンスの構造)	37-40	コーポレート・ガバナンス
	4.2	最高統治機関の長が執行役員を兼ねているかどうかを示す(兼ねている場合は、組織の経営におけるその役割と、このような人事になっている理由も示す)	37-40	コーポレート・ガバナンス
	4.3	単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバー及び/または非執行メンバーの人数を明記する	37-40	コーポレート・ガバナンス
	4.4	株主及び従業員が最高統治機関に対して提案また は指示を提供するためのメカニズム	37-40 53	コーポレート・ガバナンス 社員とのコミュニケーション
	4.5	最高統治機関メンバー、上級管理職及び執行役についての報酬(退任の取り決めを含む)と組織のパフォーマンス(社会的及び環境的パフォーマンスを含む)との関係	-	有価証券報告書P59 III (1,350KB)
	4.6	最高統治機関が利害相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス	37-40	コーポレート・ガバナンス
	4.7	経済的、環境的、社会的テーマに関する組織の戦略を導くための、最高統治機関のメンバーの適性及び専門性を決定するためのプロセス	37-40	コーポレート・ガバナンス
	4.8	経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその 実践状況に関して、組織内で開発したミッション(使 命)及びバリュー(価値)についての声明、行動規範 及び原則	3	企業理念
	4.9	組織が経済的、環境的、社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス。関連のあるリスクと機会及び国際的に合意された基準、行動規範及び原則への支持または遵守を含む	7 37-40	国連グローバル・コンパクト コーポレート・ガバナンス
	4.10	最高統治機関のパフォーマンスを、特に経済的、環		

		境的、社会的パフォーマンスという観点で評価する ためのプロセス		
外部のイニ	シアティヴへの	カコミットメント		
	4.11	組織が予防的アプローチまたは原則に取組んでいるかどうか、及びその方法はどのようなものかについての説明	7 37-40	国連グローバル・コンパクト コーポレート・ガバナンス
	4.12	外部で開発された、経済的、環境的、社会的憲章、 原則あるいは組織が同意または受諾するその他の イニシアティブ	7	国連グローバル・コンパクト
	4.13	組織が以下の項目に該当するような、(企業団体などの)団体及び/または国内外の提言機関における会員資格	7	国連グローバル・コンパクト
ステークホル	ルダー参画			
	4.14	組織に参画したステークホルダー・グループのリスト	6	ステークホルダーとの関わり
	4.15	参画してもらうステークホルダーの特定及び選定の 基準	6	ステークホルダーとの関わり
	4.16	種類ごとの及びステークホルダー・グループごとの 参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプロ ーチ	13-16 43-45 19-36 46-54 55-78	サプライチェーンにおけるCSR 事業活動とCSR 社員との関わり 社会貢献 R(投資家情報)
	4.17	その報告を通じた場合も含め、ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマ及び懸案事項と、それらに対して組織がどのように対応したか	13-16 43-45 19-36 46-54 55-78	サプライチェーンにおけるCSR 事業活動とCSR 社員との関わり 社会貢献 IR(投資家情報)
5 マネジメ	ント・アプロー	チ及びパフォーマンス指標		
経済				
		マネジメント・アプローチ	100	<u>決算短信</u>
経済的パフ	オーマンス			
	EC1	収入、事業コスト、従業員の給与、寄付及びその他のコミュニティへの投資、内部留保及び資本提供者 や政府に対する支払いなど、創出及び分配した直接 的な経済的価値	55-78	社会貢献 有価証券報告書 P2, 15, 43, 46 (1,350KB)
原則7	EC2	気候変動による組織の活動に対する財務上の影響 及びその他のリスクと機会	18-19	有価証券報告書 <u>P26</u> (1,350KB)
	EC3	確定給付(福利厚生)制度の組織負担の範囲	-	有価証券報告書 <u>P101</u> (1,350KB)
	EC4	政府から受けた相当の財務的支援	-	
市場での存	在感			
	EC5	主要事業拠点について、現地の最低賃金と比較し た標準的新入社員賃金の比率の幅	-	-
原則1		主要事業拠点での地元のサプライヤー(供給者)に	43-45	サプライチェーンにおけるCSR
原則1	EC6	ついての方針、業務慣行及び支出の割合		
原則1	EC7	現地採用の手順、主要事業拠点で現地のコミュニティから上級管理職となった従業員の割合	-	-
	EC7	現地採用の手順、主要事業拠点で現地のコミュニテ	-	-

		サービスの展開図と影響		
	EC9	影響の程度など、著しい間接的な経済的影響の把握と記述		-
環境				
		マネジメント・アプローチ	79-89	環境への取組
原材料				
原則8	EN1	使用原材料の重量または量	-	-
原則8、9	EN2	リサイクル由来の使用原材料の割合	-	-
エネルギー				
原則8	EN3	一次エネルギー源ごとの直接的エネルギー消費量	86-89	環境パフォーマンスデータ
原則8	EN4		_	-
原則8、9	EN5	省エネルギー及び効率改善によって節約されたエネ ルギー量	86-89	環境パフォーマンスデータ
原則8、9	EN6	エネルギー効率の高いあるいは再生可能エネルギーに基づく製品及びサービスを提供するための率先取組、及びこれらの率先取組の成果としてのエネルギー必要量の削減量	19-36	事業活動とCSR
原則8、9	EN7	間接的エネルギー消費量削減のための率先取組と 達成された削減量	-	-
側面:水				
原則8	EN8	水源からの総取水量	86-89	環境パフォーマンスデータ
原則8	EN9	取水によって著しい影響を受ける水源	-	-
原則8、9	EN10	水のリサイクル及び再利用量が総使用水量に占め る割合	86-89	環境パフォーマンスデータ
生物多様性				
原則8	EN11	保護地域内あるいはそれに隣接した場所及び保護 地域外で、生物多様性の価値が高い地域に所有、 賃借、または管理している土地の所在地及び面積	66-77	ボルネオ島での熱帯林再生及で 生態系の保全プログラム
原則8	EN12	保護地域及び保護地域外で、生物多様性の価値が 高い地域での生物多様性に対する活動、製品及び サービスの著しい影響の説明	66-77	ボルネオ島での熱帯林再生及び 生態系の保全プログラム
原則8	EN13	保護または復元されている生息地	66-77	ボルネオ島での熱帯林再生及び 生態系の保全プログラム
原則8	EN14	生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の措置及び今後の計画	79-80	<u>環境方針</u>
原則8	EN15	事業によって影響を受ける地区内の生息地域に生息するIUCN(国際自然保護連合)のレッドリスト種(絶滅危惧種)及び国の絶滅危惧種リストの数。絶滅危険性のレベルごとに分類する	-	-
排出物、廃水及	ひ廃棄物			
原則8	EN16	重量で表記する直接及び間接的な温室効果ガスの 総排出量	86-89	環境パフォーマンスデータ
原則8	EN17	重量で表記するその他の関連ある間接的な温室効果ガス排出量	-	-
原則7、8、9	EN18	温室効果ガス排出量削減のための率先取組と達成された削減量	86-89	環境パフォーマンスデータ
原則8	EN19	重量で表記するオゾン層破壊物質の排出量	-	-
原則8	EN20	種類別及び重量で表記するNOx、SOx及びその他 の著しい影響を及ぼす排気物質	-	-
原則8	EN21	水質及び放出先ごとの総排水量	86-89	環境パフォーマンスデータ

原則8	EN22	種類及び廃棄方法ごとの廃棄物の総重量	86-89	環境パフォーマンスデータ
原則8	EN23	著しい影響を及ぼす漏出の総件数及び漏出量	-	-
原則8	EN24	バーゼル条約付属文書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅧの下で有害とされる廃棄物の輸送、輸入、輸出、あるいは処理の重量、及び国際輸送された廃棄物の割合	-	-
原則8	EN25	報告組織の排水及び流出液により著しい影響を受ける水界の場所、それに関連する生息地の規模、保護状況、及び生物多様性の価値を特定する	-	-
製品及びサー	-ビス			
原則7、8、9	EN26	製品及びサービスの環境影響を緩和する率先取組 と影響削減の程度	19-36	事業活動とCSR
原則8、9	EN27	カテゴリー別の再生利用される販売製品及びその梱 包材の割合	-	-
遵守				
原則8	EN28	環境規制への違反に対する相当な罰金の金額及び 罰金以外の制裁措置の件数	-	-
輸送				
原則8	EN29	組織の業務に使用される製品、その他物品、原材料 の輸送及び従業員の移動からもたらされる著しい環 境影響	86-89	環境パフォーマンスデータ
総合				
原則7、8、9	EN30	種類別の環境保護目的の総支出及び投資	_	-
労働慣行とデ	ィーセント・「	フーク(公正な労働条件)		
		マネジメント・アプローチ	46-54	社員との関わり
雇用				
	LA1	雇用の種類、雇用契約及び地域別の総労働力	46-54	社員との関わり
原則6	LA2	従業員の総離職数及び離職率の年齢、性別及び地域による内訳	-	-
	LA3	主要な業務ごとの派遣社員またはアルバイト従業員には提供されないが、正社員には提供される福利	-	採用ページ 🛅
労使関係				
原則1、3	LA4	団体交渉協定の対象となる従業員の割合	53	社員とのコミュニケーション
原則3	LA5	労働協約に定められているかどうかも含め、著しい 業務変更に関する最低通知期間	-	
労働安全衛生	Ε			
原則1	LA6	労働安全衛生プログラムについての監視及び助言を行う、公式の労使合同安全衛生委員会の対象と なる総従業員の割合	-	-
原則1	LA7	地域別の、傷害、業務上疾病、損失日数、欠勤の割 合及び業務上の総死亡者数	-	-
原則1	LA8	深刻な疾病に関して、労働者、その家族またはコミュニティのメンバーを支援するために設けられている、教育、研修、カウンセリング、予防及び危機管理プログラム	50-52	社員が活躍できる環境づくり
原則1	LA9	労働組合との正式合意に盛り込まれている安全衛 生のテーマ	-	-
研修及び教育	F			
	LA10	従業員のカテゴリー別の、従業員あたりの年間平均 研修時間	47-48	社員との関わり
	LA11	従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了	47-48	社員との関わり

		計画を支援する技能管理及び生涯学習のためのプログラム		
	LA12	定常的にパフォーマンス及びキャリア開発のレビュ ーを受けている従業員の割合	47-48	社員との関わり
多様性と機会は	匀等			
原則1、6	LA13	性別、年齢、マイノリティーグループ及びその他の多様性の指標に従った、統治体(経営管理職)の構成及びカテゴリー別の従業員の内訳	59	日本における人材多様化推進へ の取組
原則1、6	LA14	従業員のカテゴリー別の、基本給与の男女比		-
人権				
		マネジメント・アプローチ	9-10	人権の尊重
投資及び調達	の慣行			
原則1、2、 3、4、5、6	HR1	人権条項を含む、あるいは人権についての適正審 査を受けた重大な投資協定の割合とその総数		-
原則1、2、 3、4、5、6	HR2	人権に関する適正審査を受けた主なサプライヤー (供給者)及び請負業者の割合と取られた措置	43-45	サプライチェーンにおけるCSR
原則1、2、 3、4、5、6	HR3	研修を受けた従業員の割合を含め、業務に関連する人権的側面に関わる方針及び手順に関する従業 員研修の総時間	9-10	人権の尊重
無差別				
原則1、2、6	HR4	差別事例の総件数と取られた措置	-	-
結社の自由				
原則1、2、3	HR5	結社の自由及び団体交渉の権利行使が著しいリスクに曝されるかもしれないと判断された業務と、それらの権利を支援するための措置	-	-
児童労働				
原則1、2、5	HR6	児童労働の事例に関して著しいリスクがあると判断 された業務と、児童労働の防止に貢献するための対 策	3 43-45	企業行動基準 サプライチェーンにおけるCSR
強制労働				
原則1、2、4	HR7	強制労働の事例に関して著しいリスクがあると判断 された業務と、強制労働の防止に貢献するための対 策	3 43-45	企業行動基準 サプライチェーンにおけるCSR
保安慣行				
原則1、2	HR8	業務に関連する人権の側面に関する組織の方針も しくは手順の研修を受けた保安要員の割合	9-10	人権の尊重
先住民の権利				
原則1、2	HR9	先住民の権利に関係する違反事例の総件数と取ら れた措置		-
社会				
		マネジメント・アプローチ	3-12 41-42 55-78	伊藤忠商事のCSR コンプライアンス 社会貢献
コミュニティ				
	SO1	参入、事業展開及び撤退を含む、コミュニティに対する事業の影響を評価し、管理するためのプログラムと実務慣行の性質、適用範囲及び有効性		-
不正行為				
原則10	SO2	不正行為に関連するリスクの分析を行った事業単位 の割合と総数	-	

原則10	SO3	組織の不正行為対策の方針及び手順に関する研修 を受けた従業員の割合	-
原則10	SO4	不正行為事例に対応して取られた措置	-
公共政策			
原則1、2、 3、4、5、6、 7、8、9、10	SO5	公共政策の位置付け及び公共政策開発への参加 及びロビー活動	-
原則10	S06	政党、政治家及び関連機関への国別の献金及び現物での寄付の総額	-
非競争的な行	動		
	S07	非競争的な行動、反トラスト及び独占的慣行に関する法的措置の事例の総件数とその結果	-
遵守			
	S08	法規制の違反に対する相当の罰金の金額及び罰金 以外の制裁措置の件数	-
製品責任			
		マネジメント・アプローチ	-
顧客の安全衛	生		
原則1	PR1	製品及びサービスの安全衛生の影響について、改善のために評価が行われているライフサイクルのステージ、並びにそのような手順の対象となる主要な製品及びサービスのカテゴリーの割合	-
原則1	PR2	製品及びサービスの安全衛生の影響に関する規制 及び自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	-
製品及びサー	ビスのラベ	リング	
原則8	PR3	各種手順により必要とされている製品及びサービス 情報の種類と、このような情報要件の対象となる主 要な製品及びサービスの割合	-
原則8	PR4	製品及びサービスの情報、並びにラベリングに関する規制及び自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	-
	PR5	顧客満足度を測る調査結果を含む、顧客満足に関する実務慣行	-
マーケティング	`・コミュニク	rーション	
	PR6	広告、宣伝及び支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する法律、基準及び自主規範の 遵守のためのプログラム	-
	PR7	広告、宣伝及び支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する規制及び自主規範に対する 違反の件数を結果別に記載	-
顧客のプライバ	(シー		
原則1	PR8	顧客のプライバシー侵害及び顧客データの紛失に 関する正当な根拠のあるクレームの総件数	-
遵守			
	PR9	製品及びサービスの提供、及び使用に関する法規の違反に対する相当の罰金の金額	-